

高崎市簡易一般競争入札（事後審査方式）共通事項

高崎市簡易一般競争入札（事後審査方式）を実施するときは、当該公告によるほか、この共通事項によるものとする。

1 入札参加形態

公告による。

2 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- (2) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- (3) 本市の令和6・7年度建設工事入札参加資格の当該工種において認定を受けていること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく当該工種について、建設業の許可を受けていること。
- (5) 当該工種において、建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書が有効期間内であること。
- (6) 当該工種に係る監理技術者又は主任技術者を配置できること。（申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。また、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習を修了していること。）
- (7) 工事实績を要件とする場合は、過去に元請として単体又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上のものに限る。）として工事ごとに定める工事实績があること。
- (8) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面において関係がないこと。
- (10) 同一の入札に参加しようとする者と資本若しくは人事面において関係がないこと。
- (11) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (12) その他、工事ごとに定める要件を満たしていること。

3 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、簡易一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（様式第1号）を持参により下記に提出すること。また、特定建設工事共同企業体による参加を希望する者は特定建設工事共同企業体協定書（甲）及び委任状を併せて提出すること。

高崎市高松町35番地1 高崎市役所契約課

電話 027-321-1211（ダイヤルイン）

4 現場説明会

行わない。

5 工事費内訳明細書

(1) 入札執行に際し、工事費内訳明細書の提出を求めるときは、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出すること。

(2) 工事費内訳明細書は、設計書と同項目とし、記載内容は少なくとも数量、単価及び金額等を明らかにしたものであること。

(3) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 工事費内訳明細書は、返却しない。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

(1) 納付すること。ただし、高崎市契約規則に定めるところにより、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) (1) に掲げた契約保証金の額、保証金額または保険金額は、請負金額の10分の1以上とする。

8 落札候補者の決定方法等

(1) 開札の終了後、落札を保留し、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者となる者は、次に該当する者とする。該当する者が複数いる場合は、くじにより決定する。

①最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格以上予定価格以下の応札者の内、最低価格で応札した者。

②低入札調査基準価格を設定した場合

ア 最低価格が低入札調査基準価格以上予定価格以下の場合は、最低価格で応札した者。

イ 最低価格が失格基準価格以上低入札調査基準価格未満の場合は、低入札調査基準価格における調査対象となる者。複数いる場合は、調査対象者の内、最低価格で応札した者。

ウ イの場合で、低入札調査の結果、低入札調査基準価格未満の落札候補者が失格となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

9 入札参加資格確認申請書及び資料（以下「確認申請書等」という。）の提出

落札候補者は、次に掲げる確認申請書等を開札日又は翌日（閉庁日を除く。）に持参により提出すること。なお、提出先は、3と同じ。

No.	申請書等	必須
①	入札参加資格確認申請書	○
②	同種工事の施工実績（施工実績を参加要件とする場合）	
③	配置予定技術者の資格・工事経験	○
④	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し	○
⑤	建設業の許可の写し	○
⑥	施工実績を判断できる工事請負契約書の写し又は日本建設情報総合センターの工事カルテ（施工実績を参加要件とする場合）	
⑦	配置予定技術者の資格を証明するもの	○

1 0 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- （１）落札候補者から提出された確認申請書等により、当該落札候補者の資格の適格性を審査し、落札者を決定する。審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを決定した場合、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格のある者を決定できるまで審査を行うものとする。
- （２）入札参加資格がないと認めた者に対しては、入札参加を満たさない項目及び満たさない理由を通知する。
- （３）入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下「期限日」という。）以内に、書面により、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。提出先は３と同じ。
- （４）市長は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められたときは、期限日の翌日から起算して５日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により回答する。
- （５）落札者を決定したときは、直ちに入札参加者に通知する。

1 1 その他

- （１）申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- （２）提出する申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- （３）提出された申請書等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- （４）提出された申請書等は、返却しない。
- （５）提出された申請書等に虚偽の記載をした場合は、高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を行う。
- （６）低価格入札での落札の場合、配置予定技術者の他に専任で同等の要件を満たす技術者を配置すること。

様式第 1 号（単体用）

簡易一般競争入札（事後審査方式）参加申請書

年 月 日

（宛先） 高崎市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

先に公告された工事について、簡易一般競争入札（事後審査方式）の入札参加資格要件を満たしているので、入札心得及び入札条件等を承諾の上申請します。

なお、申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。また、入札後、落札候補者となった場合は、速やかに他の申請書類等を提出いたします。

記

1 工事名

--

2 建設業許可

（1）特定・一般の別

工事業	に関する	建設業許可
-----	------	-------

（2）国土交通大臣・知事許可の別

許可

（3）許可番号

		—						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

3 申請業者の本工事に対応する業種に係る本市の登録格付

--

4 担当者職氏名・連絡先

担当者職・氏名	
電話番号	
F A X	

簡易一般競争入札（事後審査方式）参加申請書

年 月 日

（宛先） 高崎市長

共同企業体代表者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

先に公告された工事について、簡易一般競争入札（事後審査方式）の入札参加資格要件を満たしているので、入札心得及び入札条件等を承諾の上申請します。

なお、申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。また、入札後、落札候補者となった場合は、速やかに他の申請書類等を提出いたします。

記

1 工事名

--

2 建設業許可

（1）特定・一般の別

代表者	工事業	に関する	建設業許可
構成員	工事業	に関する	建設業許可

（2）国土交通大臣・知事許可の別

代表者	許可
構成員	許可

（3）許可番号

代表者			—						
構成員			—						

3 申請者の本工事に対応する業種に係る本市の登録格付

代表者	
構成員	

4 担当者職氏名・連絡先

担当者職・氏名	
電話番号	
F A X	